

# 平成28年小田原市議会9月定例会

## 建設経済常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
農業委員会委員の選出について	農 政 課	1
再開発推進団体等補助金について	拠点施設整備課	2
平成28年度「訴えの提起」対象一覧	建 築 課	3
水道料金の改定について	営 業 課	4

平成28年 9 月 9 日



## 農業委員会委員の選出について

### 1 制度改正の概要について

農業委員会等に関する法律の改正により、平成28年4月1日から、農業委員会委員の選出方法が変更になるとともに、農地利用の最適化の推進に向けた取組を強化するために、農地利用最適化推進委員が新設され、本市においては現職農業委員会委員の任期満了後の平成28年9月25日から新体制に移行する。

### 2 農業委員会委員の選出方法の変更について

- (1) 公選制を廃止し、市長が市議会の同意を得て任命する方法に改正。
- (2) 農業委員会委員の過半数は、原則として認定農業者でなければならない。

### 3 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を変更する例外規定の適用について

委員の過半数を認定農業者とすることが委員の任命に著しい困難を生じる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）においては、市議会の同意を得て委員の4分の1以上を認定農業者等とすることができる。

- (1) 例外規定を適用できる要件（施行規則第2条第1号）  
区域内の認定農業者数が、委員定数の8倍を下回る場合
- (2) 本市の状況（平成28年9月1日現在）  
農業委員会委員定数（19人）×8倍＝152人＞認定農業者60経営体

# 再開発推進団体等補助金について

## 1 概要

小田原ダイヤ街商店会において、地域のまちづくりを考えるワークショップが開催され、その中で、中心市街地の拠点的作用を果たしてきた信栄ビル(小田原EPO)の建替え等を検討する機運が高まり、平成28年6月17日に「栄町二丁目地区再開発協議会」が発足したことから、地域住民の自主的なまちづくりの推進に寄与するため、当該協議会に対して補助金を交付する。

## 2 根拠要綱

「小田原市再開発推進団体等補助金交付要綱(昭和63年4月1日)」に基づき、優良建築物等整備事業に関する調査、研究等を対象とした共同化推進団体への補助金交付。

### ※共同化推進団体

優良建築物等整備事業の準備を目的とし、当該事業用地又は建物について所有権を有する者の全員同意により設立された団体。

### ※交付額

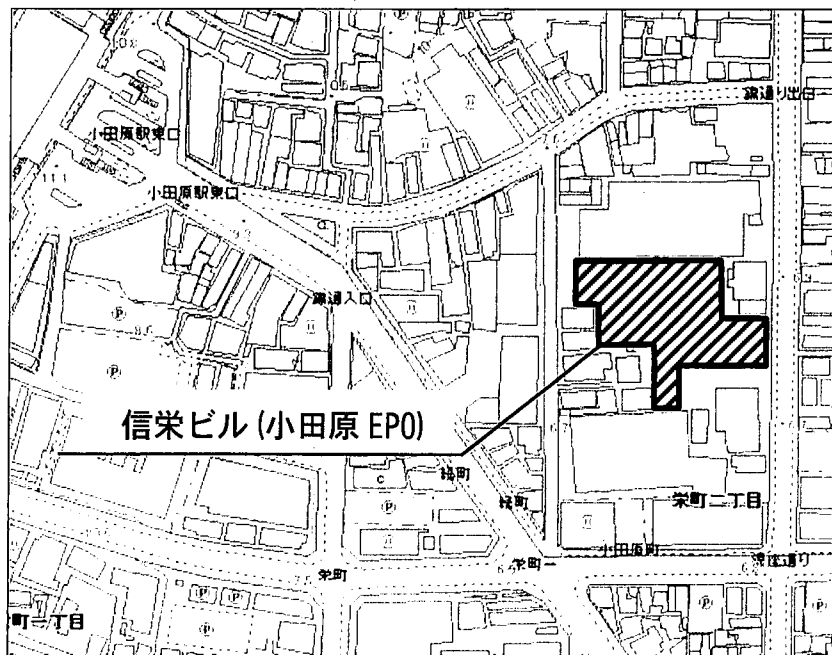
優良建築物等整備事業関係権利者の数に2,000円を乗じた額に20万円を加えた額の範囲内において市長が定める額。

## 3 予算額

117千円

$(2,000\text{円}/\text{人} \times 17\text{人} + 200,000\text{円}) \times 6 / 12\text{月分}$

## 4 位置図



## 平成28年度「訴えの提起」対象一覧

(滞納金額及び月数は平成28年8月15日時点)

No.	住 宅	滞 納 金 額 (現 行 家 賃)	滞 納 月 数
1	浅原住宅3号棟342号室	540,300円 (71,100円)	10か月
2	蓮正寺住宅3号棟85号室	286,700円 (16,700円)	13か月
3	桑原住宅11号棟50号室	111,000円 (7,400円)	15か月

(参考) 平成27年度「訴えの提起」結果一覧

No.	住 宅	結 果	備 考
1	かすみのせ住宅5号棟99号室	平成28年2月15日 即決和解	和解条項に基づき分納
2	かすみのせ住宅5号棟95号室		
3	春木住宅11号棟52号室	和解手続き準備中	

# 水道料金の改定について

## 1 これまでの経緯

年 月	内 容	備 考
平成 7年1月	水道料金改定	平均改定率18.73%
平成21年2月	「おだわら水道ビジョン」策定	
平成21年8月 ) 平成22年3月	小田原市水道料金審議会	全8回開催 平均改定率[答申]18% ⇒東日本大震災の影響を考慮し、 料金改定を見合わせ
平成27年3月	「おだわら水道ビジョン」改定	
平成27年7月 ) 平成28年5月	小田原市水道料金審議会	全8回開催 平均改定率[答申]20.84%

## 2 改定理由

水道事業は、事業運営に必要な経費は経営に伴う収入、すなわち料金収入をもって充てるという独立採算制を基本として経営している。

水道施設の耐震化や更新に多額の費用を要する一方、人口減少などで水道料金収入が減少しており、必要な財源を確保することが困難となる。財政基盤の強化を図るためには、小田原市水道料金審議会の答申（平成28年5月27日）に基づき、水道料金体系の見直しを含む料金改定が必要との結論に達した。

## 3 水道事業の現状と課題

### (1) 耐震化等の施設整備とその財源

東日本大震災の教訓を踏まえ、水道施設の耐震化や更新をこれまで以上に速度を上げて取り組む必要がある。「おだわら水道ビジョン」改定時に策定した事業化計画に基づき、高田浄水場や中河原配水池の耐震化など、基幹施設の整備を優先的に進めていく。ビジョンの計画期間である平成27年度から平成36年度までの事業費として、約151億円を見込んでいる。

これらの事業の資金は、水道料金などの自己資金と企業債で賄うこととなる。人口減少などで水道料金収入が減少する状況下では、企業債による将来世代への負担が相対的に重くなることから、新規借入額を適正な水準に抑制し、企業債残高を徐々に縮

小する必要がある。

一方、資金残高は過去10年間で20億円前後を確保してきたが、平成26年度末には16億7千万円まで減少している。今後、耐震化等の事業の実施により更に資金が減少することが見込まれる。

## (2) 水道料金収入の減少

水道料金収入は、人口減少、生活様式の変化、節水機器の普及、節水意識の向上などによる使用水量の減少に伴い、減収傾向にある。

現在の水道料金は、平成7年の改定以来、21年間据え置いている。この間、水道料金徴収業務を民間委託するなど経営効率化に努め、人件費などの経常経費を削減してきたが、収益的収支の抜本的な改善を図ることは困難となっている。

### ■ 使用水量と水道料金収入の推移

	平成7年度	平成26年度	増減
使用水量 (m <sup>3</sup> )	24,406,094	19,692,881	▲4,713,213 [▲19.3%]
水道料金収入 (千円)	3,423,768	2,376,634	▲1,047,134 [▲30.6%]

## (3) 料金体系における課題

大口使用者の水利用の合理化等により大量使用が減少する一方、一世帯当たりの世帯人員の減少、節水型社会の進展などにより少量使用が増加しており、水需要の構造が変化している。

現行の料金体系は、基本料金と超過料金からなる二部料金制で、このうち基本料金は、使用水量に関係なく発生する固定的経費を回収する料金として位置づけられる。しかしながら、装置産業である水道事業では固定的経費の割合が費用全体の約9割を占めており、基本料金の低廉化を図るため、その相当部分を超過料金により回収している。また、超過料金は、使用水量が増えると1m<sup>3</sup>当たりの単価が高くなる逡増型である。

このような料金体系は、水需要構造の変化とあいまって、使用水量が減少する割合以上に料金収入が減少する結果を招き、供給単価（販売単価）も減少している。その結果、原価割れの状態がより深刻化するなど、現行の料金体系は経営状況悪化の要因となっている。

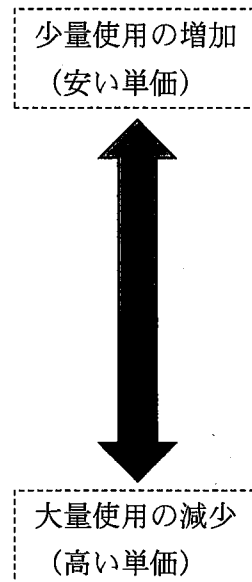
さらに、家庭用や小口使用者に比べて事業用や大口使用者に多くの負担を求める現行の料金体系は、負担の公平性の観点からも課題となっている。

また、基本水量について、基本水量内の小口使用者が増加しており、この水量内では料金が変わらないことに対する不公平感が生じている。

■ 水量区画別水量の推移（家庭用及び事業用）

（単位：m<sup>3</sup>）

	平成7年度	平成26年度	増減
0～20 m <sup>3</sup>	6,957,309	7,900,702	943,393 [13.6%]
21～30 m <sup>3</sup>	2,782,962	2,807,377	24,415 [0.9%]
31～40 m <sup>3</sup>	2,323,264	2,082,720	▲240,544 [▲10.4%]
41～60 m <sup>3</sup>	3,282,058	2,296,999	▲985,059 [▲30.0%]
61～100 m <sup>3</sup>	2,719,879	1,286,044	▲1,433,835 [▲52.7%]
101 m <sup>3</sup> ～	6,315,776	3,311,421	▲3,004,355 [▲47.6%]



■ 給水原価と供給単価の推移

（単位：円）

	平成7年度	平成26年度	増減
給水原価 (a)	126.92	134.35	7.43
供給単価 (b)	140.28	120.69	▲19.59
料金回収率 (b ÷ a)	110.53%	89.83%	▲20.70%

4 料金改定の内容

(1) 料金算定期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

(2) 料金改定率

全体で20.84%の引上げ

※ 料金改定率の算出方法

改定単価による算定期間における水道料金収入の総額

÷ 現行単価による算定期間における水道料金収入の総額



### (3) 料金体系の見直し

- ア 費用のうち、約9割を占める固定的経費をできるだけ基本料金で賄えるよう、料金収入全体に占める基本料金の割合を高める。
- イ 逡増型料金体系は維持しつつ、負担の公平化と経営の安定化を図るため、超過料金における逡増度を緩和する。
- ウ 現行の用途別料金体系から口径別料金体系への移行を見据え、家庭用と事業用の単価差を縮小する。
- エ 基本水量を2か月20m<sup>3</sup>から16m<sup>3</sup>に引き下げる。

#### ■ 改定案水道料金表

(2か月当たり、単位：円、税抜き)

区分		現行料金		改定料金	
用途	段階	水量区画	単価	水量区画	単価
家庭用	基本料金	20 m <sup>3</sup> まで	1,220	16 m <sup>3</sup> まで	1,640
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	21 m <sup>3</sup> ～ 30 m <sup>3</sup>	80	17 m <sup>3</sup> ～ 20 m <sup>3</sup>	15
				21 m <sup>3</sup> ～ 30 m <sup>3</sup>	110
		31 m <sup>3</sup> ～ 40 m <sup>3</sup>	100	31 m <sup>3</sup> ～ 40 m <sup>3</sup>	130
		41 m <sup>3</sup> ～ 60 m <sup>3</sup>	140	41 m <sup>3</sup> ～ 60 m <sup>3</sup>	170
		61 m <sup>3</sup> ～ 100 m <sup>3</sup>	180	61 m <sup>3</sup> ～ 100 m <sup>3</sup>	200
	101 m <sup>3</sup> ～	190	101 m <sup>3</sup> ～	205	
事業用	基本料金	20 m <sup>3</sup> まで	1,340	16 m <sup>3</sup> まで	1,720
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	21 m <sup>3</sup> ～ 30 m <sup>3</sup>	115	17 m <sup>3</sup> ～ 20 m <sup>3</sup>	15
				21 m <sup>3</sup> ～ 30 m <sup>3</sup>	140
		31 m <sup>3</sup> ～ 40 m <sup>3</sup>	125	31 m <sup>3</sup> ～ 40 m <sup>3</sup>	150
		41 m <sup>3</sup> ～ 60 m <sup>3</sup>	145	41 m <sup>3</sup> ～ 60 m <sup>3</sup>	170
		61 m <sup>3</sup> ～ 100 m <sup>3</sup>	180	61 m <sup>3</sup> ～ 100 m <sup>3</sup>	205
		101 m <sup>3</sup> ～ 600 m <sup>3</sup>	220	101 m <sup>3</sup> ～ 600 m <sup>3</sup>	235
		601 m <sup>3</sup> ～ 2,000 m <sup>3</sup>	245	601 m <sup>3</sup> ～ 2,000 m <sup>3</sup>	250
	2,001 m <sup>3</sup> ～	260	2,001 m <sup>3</sup> ～	260	
臨時用	基本料金	20 m <sup>3</sup> まで	8,800	16 m <sup>3</sup> まで	10,400
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	21 m <sup>3</sup> ～	365	17 m <sup>3</sup> ～	430
共用栓	基本料金	20 m <sup>3</sup> まで	1,220	16 m <sup>3</sup> まで	1,640
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	21 m <sup>3</sup> ～	80	17 m <sup>3</sup> ～ 20 m <sup>3</sup>	15
				21 m <sup>3</sup> ～	110

※ 浴場用料金は変更なし

■ 料金算定期間における基本料金と超過料金の割合

	基本料金		超過料金	
	金額	割合	金額	割合
現行料金	29.8 億円	27.0%	80.7 億円	73.0%
改定料金	39.9 億円	29.9%	93.6 億円	70.1%
増減	10.1 億円	2.9%	12.9 億円	▲2.9%

■ 逡増度の比較

	最低単価 <sup>※1</sup> (a)	最高単価 <sup>※2</sup> (b)	逡増度 (b ÷ a)
現行料金	61 円	260 円	4.26 倍
改定料金	85 円	260 円	3.06 倍

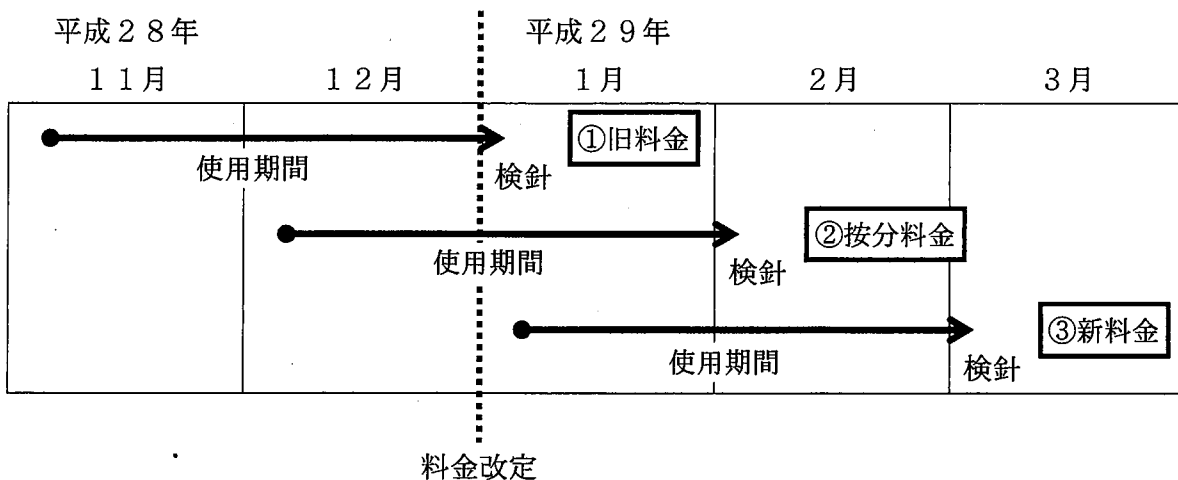
※1 家庭用2か月20m<sup>3</sup>使用時の1m<sup>3</sup>あたり単価

※2 事業用超過料金2,001m<sup>3</sup>以上の単価

(4) 水道料金の改定年月日

平成29年1月1日

※ 経過措置として、1月検針分(①)については旧料金、2月検針分(②)については旧料金と新料金を足して2で割る計算により算出する(ただし、水道の使用開始・中止の時期により異なる場合がある)。3月検針分(③)からは新料金を完全に適用する。



## 5 使用水量別金額比較例

### (1) 家庭用

(2か月当たり、税抜き)

使用水量	現行料金	改定料金	差額	1か月当たり 差額
16 m <sup>3</sup>	1,220 円	1,640 円	420 円	210 円
20 m <sup>3</sup>	1,220 円	1,700 円	480 円	240 円
30 m <sup>3</sup>	2,020 円	2,800 円	780 円	390 円
40 m <sup>3</sup>	3,020 円	4,100 円	1,080 円	540 円
50 m <sup>3</sup>	4,420 円	5,800 円	1,380 円	690 円
60 m <sup>3</sup>	5,820 円	7,500 円	1,680 円	840 円
70 m <sup>3</sup>	7,620 円	9,500 円	1,880 円	940 円
80 m <sup>3</sup>	9,420 円	11,500 円	2,080 円	1,040 円
90 m <sup>3</sup>	11,220 円	13,500 円	2,280 円	1,140 円
100 m <sup>3</sup>	13,020 円	15,500 円	2,480 円	1,240 円
200 m <sup>3</sup>	32,020 円	36,000 円	3,980 円	1,990 円

### (2) 事業用

(2か月当たり、税抜き)

使用水量	現行料金	改定料金	差額	1か月当たり 差額
16 m <sup>3</sup>	1,340 円	1,720 円	380 円	190 円
20 m <sup>3</sup>	1,340 円	1,780 円	440 円	220 円
50 m <sup>3</sup>	5,190 円	6,380 円	1,190 円	595 円
80 m <sup>3</sup>	10,240 円	12,180 円	1,940 円	970 円
100 m <sup>3</sup>	13,840 円	16,280 円	2,440 円	1,220 円
120 m <sup>3</sup>	18,240 円	20,980 円	2,740 円	1,370 円
200 m <sup>3</sup>	35,840 円	39,780 円	3,940 円	1,970 円
1,000 m <sup>3</sup>	221,840 円	233,780 円	11,940 円	5,970 円
2,000 m <sup>3</sup>	466,840 円	483,780 円	16,940 円	8,470 円
10,000 m <sup>3</sup>	2,546,840 円	2,563,780 円	16,940 円	8,470 円

## 6 改定後の収支見込み

### (1) 現行料金で据え置いた場合

(単位：千円)

	H29	H30	H31	H32	H33
水道料金	2,266,987	2,240,652	2,213,250	2,180,680	2,151,430
純損益	25,161	▲27,640	▲62,226	▲111,970	▲142,557
内部留保 資金残高	650,498	97,937	▲380,770	▲707,554	▲1,244,246
企業債残高	10,550,970	10,457,381	10,450,319	10,331,590	10,202,835
給水収益に 対する企業債 残高割合	465.4%	466.7%	472.2%	473.8%	474.2%
料金回収率※	83.86%	81.86%	80.53%	78.71%	77.57%

### (2) 料金改定を実施した場合 (20.84%)

(単位：千円)

	H29	H30	H31	H32	H33
水道料金	2,737,406	2,706,618	2,674,326	2,636,227	2,601,752
純損益	495,580	437,326	396,050	340,777	305,764
内部留保 資金残高	1,222,340	1,224,744	1,204,313	1,290,276	1,201,905
企業債残高	10,600,970	10,597,381	10,590,319	10,431,590	10,302,835
給水収益に 対する企業債 残高割合	387.3%	391.5%	396.0%	395.7%	396.0%
料金回収率※	101.26%	98.85%	97.21%	95.06%	93.74%

※ 料金回収率＝供給単価÷給水原価

## 7 水道料金の定期的な検証

将来にわたって健全な水道事業を持続するため、小田原市水道料金審議会からの答申を踏まえ、今後は、5年を目処に、経営状況や社会経済情勢の変化に対応する適正な水道料金のあり方について検証を行う。

(参考) 水道料金の比較

■ 県内9事業体 [家庭用40m<sup>3</sup>、事業用120m<sup>3</sup>]

(2か月当たり、税抜き)

家庭用 40 m <sup>3</sup>		
1	南足柄市	2,900 円
—	小田原市 (現行料金)	3,020 円
2	秦野市	3,400 円
3	座間市	4,088 円
4	小田原市 (改定料金)	4,100 円
5	川崎市	4,220 円
6	神奈川県	4,562 円
7	横須賀市	4,780 円
8	横浜市	4,912 円
9	三浦市	5,660 円

事業用 120 m <sup>3</sup>		
1	南足柄市	13,200 円
2	秦野市	15,000 円
3	座間市	17,208 円
—	小田原市 (現行料金)	18,240 円
4	小田原市 (改定料金)	20,980 円
5	川崎市	21,430 円
6	横須賀市	22,440 円
7	神奈川県	22,724 円
8	横浜市	26,052 円
9	三浦市	26,900 円

※ 平成28年4月1日現在

※ 県内事業体のうち、県営及び市営事業体との比較

※ 横須賀市、秦野市及び座間市は口径別料金体系のため、口径20mmの料金で比較

■ 全国1,274事業体 [家庭用40m<sup>3</sup>]

(2か月当たり、税抜き)

	料 金	順 位
全国平均	5,928.9 円	—
小田原市 (現行料金)	3,020 円	38/1,274 事業体
小田原市 (改定料金)	4,100 円	170/1,274 事業体

※ 日本水道協会「水道料金表 (平成27年4月1日現在)」を基に作成

